伝 行止お間すすさ日 為にけ航るるれに 防関る空条不たモ

日 本 国生 本国 条約第四号) 条約第四号)、一九九八年五月二四日効九九八年四月二四日加入書寄託、公布九九八年三月三一日国会承認、 九八九年八月六日 九八八年二月二四日(モントリ オー ル

11 14

前 文

1 の 二 第一条[条約との関係]この議定書は、 第二条〔犯罪行為〕1 条約第一条1の次に1の二とし かつ故意に行う次の行為(国際民間航空に使用され て次のように加える。 て一括して読みかつ解釈するものとする。 においては、条約及びこの議定書を単一の文書とし 約」という。)を補足する。この議定書の締約国の間 全に対する不法な行為の防止に関する条約(以下「条 何らかの装置、 物質又は武器を使用して不法

るものに限る。)は、犯罪とする。

国際民間航空に使用される空港における人に対

る空港における安全な損ない又は損なうおそれが

第七条[加入] 第四条[署名] 第八条 [廃棄] 第六条[効力発生] 第五条[批准・寄託]

又は引き起こすおそれがあるものに限る。) する暴力行為(重大な傷害又は死亡を引き起こし

二」を加える。 条約第一条2の(a及び(b中「1」の下に「又は1の に係る業務を混乱させる行為 破壊し若しくは著しく損傷し又はそのような空港 くはそのような空港にある業務中でない航空機を 国際民間航空に使用される空港に係る施設若し

第三条[裁判権の設定]条約第五条2の次に2の二とし

て次のように加える。

2の二 容疑者が領域内に所在する締約国は、 必要な措置をとる。 定める犯罪行為につき自国の裁判権を設定するため める犯罪行為及びこれらの犯罪行為に係る同条2に その容疑者を引き渡さない場合に第一条1の二に定 場合に該当する締約国に対し第八条の規定に従って (a)